

財 関 第 6 1 5 号
平成 24 年 6 月 15 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 19 号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 24 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 3 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。
(Ⅰ 税関様式の一部改正)
税関様式 C 第 5020 号を別紙 3 - 1 のように改める。
(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)
別紙 3 - 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 4 ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第241号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第247号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第249号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 国際フェリーを利用する輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和46年4月28日蔵関第849号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第10 輸入申告書の添付書類の簡素合理化について（昭和57年3月25日蔵関第326号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。